

松江市告示第 209 号

松江市沿岸漁業スタートアップ事業補助金交付要綱（令和 2 年松江市告示第 578 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第2条 略		第2条 略	
略		略	
補助金交付の目的	漁村を牽引する新規自営漁業者に対し、沿岸自営漁業(総トン数20トン未満の漁船を使用し、又は漁船を使用せずに行う水産動植物の採捕、漁具を定置して行う水産動植物の採捕及び海面での水産動植物の養殖をいう。以下同じ。)を開始する際に必要な機材等の取得に要する経費の一部を助成することにより、将来にわたり漁業が持続的に発展していくことを目的とする。	補助金交付の目的	漁村を牽引する新規自営漁業者に対し、沿岸自営漁業_____を開始する際に必要な機材等の取得に要する経費の一部を助成することにより、将来にわたり漁業が持続的に発展していくことを目的とする。
略		略	
終期	令和5年3月31日	終期	令和4年3月31日
略		略	

様式第1号(第3条関係)

松江市沿岸漁業スタートアップ事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所

氏 名

略

様式第2号(第3条関係)

松江市沿岸漁業スタートアップ事業実施計画

交付申請者名	
--------	--

1 機材等取得計画 略

2 事業費の負担方法

略

(添付資料)

(1)～(4) 略

(5) 耐用証明(中古機材等)を取得する場合)

(6)・(7) 略

様式第3号(第3条関係)

誓約書兼同意書

略

年 月 日

(あて先)松江市長

申請者 住所

氏名

様式第5号(第5条関係)

松江市沿岸漁業スタートアップ事業補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所

氏 名

略

様式第1号(第3条関係)

松江市沿岸漁業スタートアップ事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所

氏 名

㊤

略

様式第2号(第3条関係)

松江市沿岸漁業スタートアップ事業実施計画

交付申請者名	
--------	--

1 機材等取得計画 略

2 事業費の負担方法

略

(添付資料)

(1)～(4) 略

(5) 耐用証明(中古漁船)を取得する場合)

(6)・(7) 略

様式第3号(第3条関係)

誓約書兼同意書

略

年 月 日

(あて先)松江市長

申請者 住所

氏名

㊤

様式5号(第5条関係)

松江市沿岸漁業スタートアップ事業補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所

氏 名

㊤

略

様式第6号(第5条関係)

松江市沿岸漁業スタートアップ事業変更実施計画

交付申請者名	
--------	--

- 1 機材等取得計画 略
- 2 事業費の負担方法

略

略

(添付資料)

- (1)～(4) 略
- (5) 耐用証明(中古機材等)を取得する場合)
- (6)・(7) 略

様式第8号(第6条関係)

松江市沿岸漁業スタートアップ事業実績報告書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
氏 名

略

様式第9号(第6条関係)

松江市沿岸漁業スタートアップ事業実績報告

補助事業者名	
--------	--

- 1 機材等取得実績 略
- 2 事業費の負担方法

略

略

(添付資料)

- (1)～(4) 略
- (5) 耐用証明(中古機材等)を取得する場合)
- (6)・(7) 略

様式第6号(第5条関係)

松江市沿岸漁業スタートアップ事業変更実施計画

交付申請者名	
--------	--

- 1 機材等取得計画 略
- 2 事業費の負担方法

略

略

(添付資料)

- (1)～(4) 略
- (5) 耐用証明(中古漁船)を取得する場合)
- (6)・(7) 略

様式第8号(第6条関係)

松江市沿岸漁業スタートアップ事業実績報告書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所
氏 名 ㊞

略

様式第9号(第6条関係)

松江市沿岸漁業スタートアップ事業実績報告

補助事業者名	
--------	--

- 1 機材等取得実績 略
- 2 事業費の負担方法

略

略

(添付資料)

- (1)～(4) 略
- (5) 耐用証明(中古漁船)を取得する場合)
- (6)・(7) 略

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。